サクっと小技　気が滅入ったときには、お肉を食べるのがおすすめ。アーユルヴェーダという成分が幸福感をもたらすそうです。騙されたと思って食べてみたら、元気が出るかも。

税の基礎知識　予定納税と中間納付

1．所得税の予定納税

前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度が予定納税です。

予定納税額は、税務署長からその年の6月15日までに、書面で通知されます。

予定納税基準額とは、前年分の所得に譲渡所得、一時所得、雑所得、分離課税の所得（分離課税上の場株式等の配当所得を除く）がないものとして計算した所得税の額から源泉徴収税額（除外所得の金額に係るものを除く）を控除して計算した金額をいいます。

事業所得、不動産所得、給与所得のみの場合は所得税の申告書Bの⑩が予定納税基準額になります。

所得税の申告書B

税金の計算	⑭	102100
	⑮	159700
	⑯	102000
	㉑	57000

予定納税基準額

（1）納期限

予定納税額は、予定納税基準額の3分の1の金額を第1期分として7月31日までに、同じく3分の1の金額を第2期分として11月30日までに納付することになっています。

（2）減額申請

なお、その年の6月30日の現況で所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

2．消費税の中間納付

消費税の課税期間は原則として1年とされていますが、年の途中で行う「消費税の中間申告」という制度があります。そこで決定した税額を納付するのが「中間納付」です。中間申告書の提出が必要な事業者は、前年の消費税（国税）の年税額が48万円（地方消費税を合わせると60万円）を超える人です。

消費税（国税）の年税額は、消費税の申告書の㉔です。

（1）中間申告と中間納付の期限

前年の確定消費税額により、中間申告回数等が異なりますが、「48万円超～400万円以下」　の場合は、中間申告は年1回必要となり、8月31日までに申告・納付する必要があります。

（2）中間申告の方法

前年度の確定消費税額に基づいて、税務署が中間納付税額を算出し、中間申告の期限になると税額が記された「中間申告書」と「納付書」を郵送してくれます。事業者は、その書類で申告・納付を行います。

その他の申告方法として、仮決算方式もあります。

消費税の申告書

差引税額	㉓	495700
中間納付税額		240000
納付税額	㉔	255700
中間納付譲渡割額		0
納付譲渡割額		0
消費税及び地方消費税の合計税額	㉕	1712929
差引税額	㉖	1712929
この欄の金額による地方消費税の譲渡の計算		
譲渡割額の還付額		
譲渡割額の中間納付額		495700
譲渡割額の還付額		
譲渡割額	㉗	1337000
中間納付譲渡割額		640700
納付譲渡割額	㉘	690000
中間納付譲渡割額還付額		0
譲渡割額の還付額		
消費税及び地方消費税の合計税額（還付のある場合は△を付す）	㉙	3240700

消費税（国税）の年税額

地方消費税の年税額

詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。　**小田原税務署**（税についての相談窓口）TEL 0465-**35-4511**（自動音声によりご案内）

県税事務所からのお知らせ

自動車税の納期限は5月31日です！

自動車税は、4月1日時点で自動車（軽自動車を除く）を所有している方に納めていただく税金です。

ただし、割賦販売契約により購入した場合で所有権が売主にあるときは、賃主である車検証上の使用者の方に納めていただきます。

○納める方法

5月に神奈川県自動車税管理事務所から送付される納税通知書で5月31日（木）までに、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めてください。

また、インターネットを活用して、Pay－easy（ペイジー）を利用した電子納税やクレジットカードでも納付できます。詳しくは、神奈川県ホームページ「県税便利帳」の「県税の納税について」をご覧ください。

○自動車税の納税通知書が届かない場合

自動車税の納税通知書は原則として、運輸支局に登録した住所（車検証に記載されている住所）に送付しています。

引っ越しや転勤により住所が変わった場合は、新しい住所地を管轄する運輸支局で変更（住所変更）の登録手続をしてください。すぐに手続ができない場合は、自動車税管理事務所又は県税事務所に届け出てください。

○現在所有していない自動車税の納税通知書が届いた場合

4月1日時点で所有していない自動車の納税通知書が届いた場合には、3月末までに抹消登録や名義変更の登録手続がされていない可能性があります。登録手続を代理人（自動車販売業者など）に依頼した方は、代理人に手続が完了したかどうかを確認してください。

◇問い合わせ先　小田原県税事務所 管理課 管理第二係 TEL0465-32-8000内線

今年もクールビズを実施！

期間 5月1日～10月31日

皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

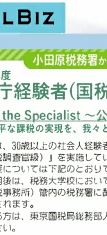

CoolBiz

小田原税務署からのお知らせ

平成30年度

国税庁経験者（国税調査官級）募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3カ月の研修を受けた後、各国税局（国税事務所）管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

◇試験概要　平成30年度の試験概要については、平成30年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページ掲載となる予定です。

◇問合せ先　東京国税局総務部人事第二課試験係（電 03－3542－2111 内線2163）

【参考：平成29年度の実施状況】

◇最終合格者数（全国）：244名

◇受験資格　平成29年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇試験日程

（1）受験申込受付期間　8月中旬

（2）試験実施期間　9月から12月まで

（3）最終合格発表　12月下旬

主催：小田原商工会議所・小田原市・合同会社まち元気小田原
共催：公益社団法人小田原青色申告会

5/26(土) 2018年 よりスタート！

起業を考えている皆様へ
おだわら起業スクール 第4回
受講生募集！

受講料：2,000円（テキスト代など）
日　程：5月26日、6月2日・9日・16日・30日、7月7日（全5回）
会　場：小田原青色申告会5階会議室
時　間：13：00～17：00
内　容：経営者の心構え、創業のための基礎知識、販路開拓、会社の仕組み、利益・収支計画、資金調達、ビジネスプランの作成・発表など
対　象：市内で創業予定・創業後原則1年以内で、全ての講義に出席できる方40人
（受講動機が具体的な方や市内在住在勤在学の方を優先）
申　込：ハガキ、FAXに住所、氏名、年齢、電話番号、受講動機（100字以内）、志望業種を明記の上、4月10日～5月11日（必着）までに「合同会社まち元気小田原」まで申込。
ハガキ宛先／〒250-0004 小田原市浜町1-1-46
詳しくは小田原市ホームページをご覧ください。　小田原　創業支援　検索
お問合せ・お申込み/まち元気小田原 起業家・創業支援センター
TEL.0465-23-6660　FAX.0465-23-3390

公式ホームページ
イベント、セミナー等の最新情報を随時更新中！木紙のパックナンバーも掲載！
Twitter 140文字ブログ一覧表示！
Facebook 「いいね！」よろしくお願いします！
check! インターネットで情報発信中

地域のお店の情報満載！
どこどこ
小田原青色申告会の地元密着検索サイト
神奈川県内三市四町のどこでもお届け可能。豊富なカテゴリーとお徳情報満載です！
どこどこ 小田原　検索

税のカレンダー

納期限を守りましょう！　口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料（税）の納期限
【第1期分】大井町・松田町……5月31日(木)
【第2期分】真鶴町……5月31日(木)

○介護保険料の納期限
【第2期分】真鶴町……5月31日(木)

○固定資産税・都市計画税の納期限
【第1期分】小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・箱根町・湯河原町……5月31日(木)

○固定資産税の納期限
【第1期分】開成町……5月31日(木)

○軽自動車税の納期限
【全期分】小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・開成町・箱根町・湯河原町……5月31日(木)
【第1期分】山北町・真鶴町……5月31日(木)

※確定申告税額の延納届出による延納税額の納期限……5月31日(木)
※自動車税の納期限……5月31日(木)

ご予約はお早めに。

会員限定無料相談
要ご予約
予約 24－2612

弁護士の法律相談会 10時～12時
5月18日(金)
6月5日(火)
6月15日(金)

弁護士の相続相談会 10時～12時
5月16日(水)
6月20日(水)
7月18日(水)

社労士の年金・社会保険相談会 10時～12時
6月12日(火)
7月10日(火)
8月14日(水)

不動産コンサルタントの不動産相談会 10時～12時
5月24日(木)
6月28日(木)
7月26日(木)

税理士の税相談会 14時～16時
5月17日(木)
6月21日(木)
7月19日(木)

日本政策金融公庫の融資相談会 10時～12時
6月6日(水)
8月1日(水)
※お急ぎの場合はご相談ください。

経営コンサルタントの経営相談会
日時応談
予約 24－2614

ご注意
ご予約・内容のご相談は重ねてできませんのでご了承ください。

会場　納税者センター・青色会館

編集長後記｜初夏を迎え、事務局では今月からクールビズで業務を行っています。新年度を迎え、今月号の一面には会の事業計画（抜粋）をご案内して